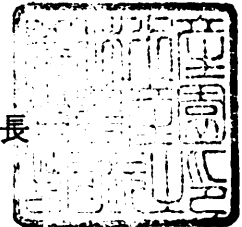


10農産第857号  
平成10年2月5日

横浜植物防疫所長 殿

農産園芸局長



オランダ王国産おらんだいちご，きゅうり，とうがらし，トマト，  
なす，ブドウ，ペポかぼちゃ及びメロン生果実に関する植物検疫  
実施細則の制定について

今般，「植物防疫法施行規則別表1の付表3のオランダ王国から発送される  
トマト及びピーマン生果実に係る農林水産大臣が定める基準を一部改正する  
件」（平成10年2月5日農林水産省告示第226号）の施行に伴い，標記規  
則を別紙のとおり制定し，「オランダ王国産トマト及びピーマン生果実に関す  
る植物検疫実施細則」（平成5年2月1日 5農蚕第112号）を廃止したの  
でお知らせする。

ついては，本件の取扱いについて了知の上，遺憾のないようにされたい。

オランダ王国産おらんだいちご、きゅうり、とうがらし、トマト、なす、ぶどう、ペポかぼちや及びメロンの生果実に関する植物検疫実施細則

植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表1の付表第3の項のオランダ王国産のおらんだいちご、きゅうり、とうがらし、トマト、なす、ぶどう、ペポかぼちや及びメロンの生果実に係る植物検疫の実施については、平成5年1月27日農林水産省告示第81号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。

## 1 指定生産地域、検疫監視地域及び指定栽培施設

(1) 告示1の指定生産地域及び検疫監視地域は、それぞれ次の地域とする。

ア 指定生産地域

(ア) ウェストランド地域

(イ) デ・クリング地域

イ 検疫監視地域

ロッテルダム港地域

(2) 告示1の(1)の指定栽培施設は、オランダ王国植物防疫機関が指定することとし、指定又はその取消しの都度、別記様式1により植物防疫官あてに通知されるものとする。

## 2 検疫監視地域、指定生産地域及び指定栽培施設における発生調査

(1) トラップ調査

告示2の(1)のトラップ調査は、次により実施するものとする。

ア 調査期間は、次のとおりとすること。

(ア) 検疫監視地域：5月～10月

(イ) 指定生産地域（栽培施設内を除く。以下2及び3において同じ。）：  
5月～10月

(ウ) 指定栽培施設内：結実期間

イ 調査は次のとおりの回数を誘殺虫を回収することにより行い、誘引剤は、月に1回交換すること。

ただし、誘引剤がソリッドルアーの場合は、8週間に1回交換すること。

a 5～10月：2週間に1回

b 11～4月：1ヶ月に1回

ウ 検疫監視地域におけるトラップの設置数は、100トラップ以上とすること。

エ 指定生産地域及び指定栽培施設内におけるトラップの設置数は、次のとおりとすること。

(ア) 5～10月：指定生産地域及び指定栽培施設内において合計100トラップ以上

- (イ) 11～4月：指定栽培施設数が100以上の場合にあつては指定栽培施設内において合計100トラップ以上、指定栽培施設数が100未満の場合にあつてはすべての指定栽培施設毎に1トラップ以上

オ トラップは、チチュウカイミバエの侵入による危険性等を考慮して適切に配置すること。

## (2) 生果実調査

告示2の(2)の生果実調査は、次により実施するものとする。

### ア 検疫監視地域における調査

(ア) 調査は、チチュウカイミバエの発生地域から輸入された寄主生果実について、5月から10月までの間、随時行うこと。

(イ) 調査果実数は、チチュウカイミバエの侵入による危険性等を勘案して決定すること。

(ウ) 調査は、約23℃～28℃で2～3週間保管し、チチュウカイミバエの寄生の有無を確認する方法（以下「保管調査」という。）によること。

### イ 指定生産地域における調査

(ア) 調査は、原則として、検疫監視地域におけるトラップ調査の結果、チチュウカイミバエが発見された場合に行うこと。

(イ) 調査は、(ア)の場合において、指定生産地域ごとに、当該地域内の寄主生果実について、5月から10月までの間に1回以上実施すること。

(ウ) 調査地点数及び調査果実数は、チチュウカイミバエの寄主植物の分布状況及び栽培状況を勘案して決定すること。

(エ) 調査は、保管調査によること。

### ウ 指定栽培施設内における調査

(ア) 調査は、生果実の日本への輸出に先立ち、指定栽培施設ごとに、当該施設内で栽培中の生果実について、結実期間中に1回以上行うこと。

(イ) 調査果実数は、生果実の栽培状況を勘案し決定すること。

(ウ) 調査は、保管調査によること。

## (3) 調査結果の記録及び通報

(1) 及び(2)の調査の結果は、オランダ王国植物防疫機関により、別記様式2及び3に記録され、その写しが植物防疫官に提出されるものとする。

## 3 発生調査の結果及び輸出検査の実施の確認

### (1) 発生調査の結果の確認

告示2の発生調査の結果の確認は、原則として2か月に1回以上、オランダ王国植物防疫機関と共同して、当該調査が2の(1)及び(2)により実施されているかどうかを現地で確認すること及び2の(3)の調査結果を確認することにより行うものとする。

## (2) 輸出検査の実施の確認

告示5の検査（以下「輸出検査」という。）の実施の確認は、植物防疫官がオランダ王国植物防疫機関の作成した検査記録を確認することにより、輸出される荷口が指定生産地域内のオランダ王国植物防疫機関が指定した場所で、オランダ王国植物防疫機関によって検査が実施され、検疫有害動植物（特にチチュウカイミバエ）が付着していないものであることを確認することにより行うものとする。

また、植物防疫官は、週に1回以上輸出検査に立ち会い、実施状況を確認するものとする。

(3) 植物防疫官は、オランダ王国植物検疫機関が発給した植物検疫証明書の内容を確認し、記載された荷口が(1)及び(2)により、発生調査及び輸出検査が適正に行われ、かつ、チチュウカイミバエが発見されなかったものであることを確認するものとし、当該植物検疫証明書の記載内容に問題を認めた場合は、その旨をオランダ王国植物検疫当局に通報するものとする。

## 4 こん包及びこん包施設

### (1) こん包

告示6の(1)のこん包に通気孔を設ける場合は、次に掲げるもののいずれかによること。

ア 生果実をこん包に収納する前に包装材料（通気孔を設けているものにあつては、その通気孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）で包み込む。

イ 通気孔に網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）が張られているものを使用する。

ウ こん包又は束ねたこん包全体を網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）で覆う。

### (2) こん包施設

告示6の(2)のこん包施設は、指定栽培施設に接続し、若しくは近接して、又は指定生産地域内に存在し、トラップ調査によりチチュウカイミバエがないとしてオランダ植物防疫機関が特に指定することにより設置され、かつ、日本向けこん包が日本向け以外の荷口と区分して行われるものとする。

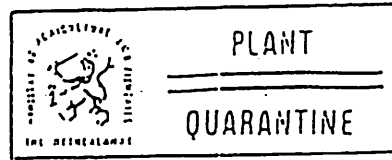
## 5 保管

輸出検査を終了したこん包は、チチュウカイミバエが付着しない場所において、日本向け以外の荷口と分離して保管されるものとする。

## 6 表示

告示7の表示は、それぞれ次の様式によるものとし、こん包又は束ねたこん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。

(1) 輸出植物検疫終了の表示



(2) 仕向地の表示



7 チチュウカイミバエが発見された場合の措置

(1) 検疫監視地域における発生調査において、チチュウカイミバエが発見された場合には、オランダ王国植物防疫機関は、次の措置をとるものとする。

ア チチュウカイミバエが発見されたことを直ちに日本国植物防疫機関に通報すること。

イ 1か月に2頭以上のチチュウカイミバエが発見されたときには、日本国植物防疫機関と協議の上、検疫監視地域、指定生産地域及び指定栽培施設における発生調査を強化するとともに、植物検疫証明書の発行の停止その他の必要な改善措置等を行うこと。

ウ イの措置の状況及びその結果を日本国植物防疫機関に報告すること。

(2) 指定生産地域及び指定栽培施設における発生調査並びに輸出検査において、チチュウカイミバエが発見された場合には、オランダ王国植物防疫機関は、直ちに日本国植物防疫機関に通報するとともに、日本向けの荷口に関する植物検疫証明書の発行を停止するものとする。

8 輸入検査

(1) 輸入検査は、輸入港において、当該生果実及び添付されている植物検疫証明書を確認することにより行うものとする。

(2) 告示5の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示6の(3)の封印がなされていない場合若しくは告示7の表示がなされていない場合又はこん包が破損している場合には、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。

(3) (1)及び(2)以外の輸入検査の手続及び方法は、規則及び輸入植物検疫規程(昭利25年7月8日農林省告示第206号)によるものとする。

(4) チチュウカイミバエが発見された場合には、次により措置するものとする。

ア 当該荷口全量の廃棄又は返送を命ずること。

イ チチュウカイミバエが付着した原因について、オランダ王国植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは輸入検査を中止すること。

別記様式1 (1の(2) 関係)  
指定栽培施設リスト (指定)

指定番号	設置場所	所有者名	指定年月日

指定栽培施設リスト (取消)

指定番号	設置場所	所有者名	取消年月日

別記様式2 (2の(3) 関係)  
トラップ調査の記録

トラップ番号	検疫監視地域 指定生産地域 指定栽培施設 の区分	設置場所	誘引剤の 交換 年月日 担当者	調査年月日 発見状況 担当者	備考

別記様式3 (2の(3)関係)

生果実調査の記録

整理 番号	調査 場所	検疫監視地域 指定生産地域 指定栽培施設 の区分	調査年月日 調査果実品目 数量 結果 担当者	備考